

2024年（令和6年）国民スポーツ大会

SAGA2024有田町実行委員会
第3回宿泊衛生専門委員会

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時 令和4年10月26日（水） 13時00分
会場 有田町生涯学習センター南館1階 講習室

SAGA2024有田町実行委員会

第3回宿泊衛生専門委員会 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項 栃木国体視察報告

4 審議事項

第1号議案 SAGA2024有田町医療救護実施要領（案）について

第2号議案 SAGA2024有田町防疫対策実施要領（案）について

第3号議案 SAGA2024有田町食品衛生対策実施要領（案）について

第4号議案 SAGA2024有田町環境衛生対策実施要領（案）について

第5号議案 SAGA2024有田町大会弁当調達要項（案）について

5 その他

6 閉 会

SAGA2024有田町医療救護実施要領(案)

1 趣旨

この要領は、「SAGA2024有田町医療救護要項」に基づき、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会(以下「大会」という。)における医療救護の実施に関して必要な事項を定める。

2 救護本部の設置

大会期間中は第78回国民スポーツ大会有田町実行委員会(以下「実行委員会」という。)に救護本部を設置し、競技会場及び練習会場の従事者、宿舍の管理者並びに関係機関との連絡調整を図り、医療救護業務を統括する。

3 競技会場における医療救護

(1) 救護所の設置

ア 救護所を競技会場に設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師、競技会係員等により編成する救護係を配置する。設置に当たっては、衛生管理に留意し、傷病者が十分休養できるように努めるとともに、医薬品、医療器具(AEDを含む。)その他必要な物品(以下「医薬品等」という。)を配備する。

イ 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。

ウ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて延長することができるものとする。

(2) 業務内容

ア 救護係の従事者は、傷病者が発生した場合は、必要に応じ応急処置を行うとともに、処置記録兼診療依頼書(様式第1号)に所定の事項を記載する。

イ 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請するなど搬送措置を講じる。この場合においては、所定の事項を記載した処置記録兼診療依頼書(様式第1号)の写しを作成のうえ当該依頼書の原本を傷病者に交付し、搬送の際は必ず医療機関を受診する傷病者のチーム関係者(同行者)等(以下「チーム関係者等」という。)を同行させるものとする。

ウ 傷病者を医療機関に搬送した場合は、速やかに救護本部へ報告する。また、傷病者のその後の病状経過を把握するように努め、入院患者が発生した場合は、その都度救護本部へ報告する。

4 練習会場における医療救護

関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて前項に準じる。

5 宿泊施設における医療救護

(1) 宿泊施設の管理者は、救急自動車等を必要としない傷病者の場合には、最寄りの医療機関を紹介する。この場合には、チーム関係者等を同行させるものとする。

(2) 宿泊施設の管理者は、医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合には、必要に応じて救急自動車等の出動を要請する。この場合には、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

(3) チーム関係者等は、傷病者が医療機関に搬送された場合には、救護本部に次の事項を速やかに報告する。ただし、夜間の場合には翌日の報告とする。

ア 傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び連絡先

- イ 参加区分及び競技種目
- ウ 宿泊施設名及び連絡先
- エ 事故又は傷病の発生時間、発生場所、傷病内容、発生原因、処置内容、使用医薬品及び現在の状況並びに競技参加の支障の有無
- オ 搬送した医療機関及び搬送方法
- カ 付添者の氏名及び連絡先

6 事務処理

救護所の医師、看護師、保健師、係員は、業務の実施に当たりお互いに連携を図りながら、次の書類に所定の事項を記載処理し、当日の業務終了後、速やかに救護本部に提出する。

- (1) 処置記録兼診療依頼書（様式第1号）
- (2) 救護日報（様式第2号）
- (3) 救護所等取扱患者一覧表（様式第3号）

7 アンチドーピング

救護所及び練習会場に配備する医薬品等については、関係機関・団体等の協力を得て、アンチドーピングに細心の注意を払って対応する。

8 医療費の負担

- (1) 医療機関は、傷病者が保険証を提示して受診した場合は医療費の患者負担分を、提示しないで受診した場合は医療費の全額を、傷病者本人から徴収する。
- (2) 救護所、練習会場での応急処置及び救急自動車等による搬送に要した費用は、傷病者の負担としない。

9 関係機関への協力要請

実行委員会は、関係機関の協力を得て、医療機関及び地元消防署に対し、傷病者の受け入れ及び搬送の医療救護対策への協力を要請する。

10 その他

- (1) 医療救護関係者の服装は、各職種に応じたものとする。
- (2) 医療救護関係者の心得として、傷病者に対して親切・迅速な対応に努め、傷病者の状況を記録する。
- (3) 実行委員会は、大会期間中、選手・監督、役員、視察員、報道員、一般観覧者等に入院患者が発生した場合には、SAGA2024佐賀県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）に入院患者発生速報（様式第4号）をFAXにより、速やかに報告する。また、大会終了後は、救護所等取扱患者一覧表（様式第3号）をFAXにより、県実行委員会に報告する。
- (4) 救護所関係書類の保管及び関係医療機関等との連絡においては、個人情報保護に十分注意する。
- (5) この要領に定めるもののほか、医療救護に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

処置記録兼診療依頼書

1 処置記録

発症場所		発行番号	No.
	・競技中・観戦中・移動中 ・その他（ ）	発行日時	令和 年 月 日 時 分 頃
受診者情報	ふりがな 氏名 生年月日 他	M・T・S・H 男・女 年 月 日生 歳	参加区分 ・選手・監督・役員 ・観客・その他（ ）
	住所 連絡先	都道府県名（ ）	競技名
		(TEL - -) (携帯 - -)	会場名
		付添者	(TEL - -)
		保険証所持の有無	有 ・ 無
応急手当の内容	1 傷病内容 胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症 打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、(挫・切・裂)創、歯牙の外傷 (受傷部位：) その他 () 2 発症(事故)原因 3 処置内容(処置時間： 時 分) 4 使用医薬品 5 転帰、患者への指示(搬送： 有 ・ 無) 記入者(職・氏名) _____		

2 診療依頼

搬送先医療機関当医 様

SAGA2024国スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いします。

令和 年 月 日

SAGA2024有田町実行委員会
会長 松尾佳昭 ㊞

3 署名同意

個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に、本書を医療機関へ送付すること及び搬送先医療機関から第SAGA2024有田町実行委員会に返送することについて、承諾します。

患者同意欄(署名) _____

4 搬送先医療機関による診療内容

下記診療内容欄に記入後、枠外に患者又は付添者の同意の署名をいただいたうえで、この用紙をSAGA2024有田町実行委員会事務局まで、当日中にFAXで送付いただきますようお願いいたします。

FAX番号 0955-43-6309

診療内容	1 傷病名 _____
	2 治療内容・使用医薬品・その他 _____
	医療機関名 _____ 診療医師名 _____

様式第2号

救 護 日 誌

年月日	令和 年 月 日 () 天候	記入者名	
競技名		救護所	時 分から
競技会場		開設時間	時 分まで

担当従事者氏名		従事時間	
医 師		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
看護師・保健師		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
係 員		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
その他		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで

取扱患者数		左記のうち医療機関搬送数
選 手	人	人
監 督	人	人
役 員	人	人
観 客	人	人
その他	人	人
合 計	人	人

傷 病 者		内 容		
診療依頼書発券番号	氏 名	搬送の有無	搬送機関	傷病
		有・無		

月 日 () 競技名 会場名

区分		取扱患者数					うち医療機関搬送者の数						
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男												
	女												
感冒	男												
	女												
貧血	男												
	女												
頭痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲労	男												
	女												
眼症	男												
	女												
耳症	男												
	女												
打撲	男												
	女												
捻挫	男												
	女												
骨折	男												
	女												
脱臼	男												
	女												
筋腱断裂	男												
	女												
(挫・切・裂) 創	男												
	女												
歯牙の外傷	男												
	女												
その他	男												
	女												
合計	男 計												
	女 計												
合計													

様式4号

入院患者発生速報

SAGA2024佐賀県実行委員会 宛

		報告者氏名	
患者	氏名	生年月日 性別	年 月 日生 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	都道府県名	参加区分	<input type="checkbox"/> 選手 <input type="checkbox"/> 監督 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 観客 <input type="checkbox"/> その他 ()
競技種目		会場	
宿舎名			
発生時間		月 日 ()	<input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
発生場所			
発生原因 及び状況			
症 状 (傷 病)			
競技参加の 支障の有無			
入院先医療機関名			
使用医薬品			
備 考			

SAGA2024有田町防疫対策実施要領(案)

1 趣旨

この要領は、「SAGA2024有田町防疫対策実施要項」に基づき、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会(以下「大会」という。)における防疫対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施業務

(1) 感染症予防意識の普及啓発

SAGA2024有田町実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、保健所等の関係機関・関係団体と連携し、感染症の発生を予防するため、選手・監督、役員その他大会関係者(以下「大会関係者等」という。)及び一般観覧者に対し、衛生意識の普及啓発を行い、防疫に対する意識の向上に努める。

(2) 検便の実施

ア 実行委員会は、次の施設の利用を指定した場合には、施設の代表者に対し、大会開催前における食品関係従事者の検便を実施するよう依頼する。

(ア) 大会関係者等の宿泊施設(転用施設を含む)

(イ) 大会関係者等に昼食を提供する施設

(ウ) 大会関係者等の飲食営業施設

(エ) その他特に必要と認めたもの

イ 検査の対象とする病原菌は赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌とする。尚大会関係者等に昼食弁当を提供する施設については、ノロウイルスも含むものとする。

ウ 検査の結果、陽性と判断された者及び一般観覧者に感染症の疑いがある場合又は感染症患者(疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。)が発生した場合には、保健所等の関係機関・関係団体と連携し感染症法等に基づき必要な処置を講じるとともに、大会への影響を防ぐように努める。

(3) 感染症患者に関する措置

実行委員会は、大会期間中における感染症の発生時など、緊急時の連絡体制を整備する。

3 その他

この要領に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

SAGA2024有田町食品衛生対策実施要領(案)

1 趣旨

この要領は、SAGA2024有田町食品衛生対策要項に基づき、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会(以下「大会」という。)における食品衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施業務

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

ア 広報活動

SAGA2024有田町実行委員会(以下「実行委員会」という。)は保健所等の協力のもと、広報やチラシ等の各種広報媒体を活用して、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

イ 食品衛生講習会

実行委員会は、保健所と連携して、食品衛生講習会を実施する。

(2) 監視指導

実行委員会は、大会に関する選手・監督、役員、視察員、報道員及び、大会関係者並びに、一般観覧者に食品を提供する次にあげる施設(以下「食品関係施設」という。)に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

ア 宿泊施設

イ 弁当調製施設

ウ 弁当引換所

エ 大会会場内の飲食営業施設及び食品販売店(臨時的施設を含む。)

オ 土産食品等の食品製造・販売施設

(3) 食中毒発生時の対応

ア 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、食中毒の発生又はその疑いに関する情報を入手した時は、速やかに保健所に通報する。

イ 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、保健所が実施する食中毒調査に協力し、健康被害の拡大防止及び原因究明に努める。

3 緊急連絡体制の整備

実行委員会は、大会期間中における食中毒の発生時、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

SAGA2024有田町環境衛生対策実施要領(案)

1 趣旨

この要領は、SAGA2024有田町環境衛生対策要項に基づき、大会における環境衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施業務

(1) 競技会場等の美化

ア SAGA2024有田町実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、地域住民、民間団体及び関係団体等の協力を得て、競技会場及びその周辺の清掃を行うとともに、ねずみ、衛生害虫等の発生防止を行う。

イ 競技会場及び練習会場(以下「競技会場等」という。)にごみ箱の設置を行うとともに、定期的な清掃を実施する。

ウ 競技会場等の公衆トイレ(仮設を含む。)は、清掃、点検、し尿の汲取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。

エ 喫煙可能な競技会場等においては、たばこの吸い殻のポイ捨てを防止し、また、受動喫煙の防止に考慮した場所を選定し、指定喫煙所を設置する。

(2) ごみの減量化及びリサイクルの推進

ア 競技会場では、有田町が定めるごみ分別区分に応じて分別を行い、リサイクルの推進に努める。

イ 競技会場等で発生したごみは、必要に応じて清掃業者へ収集運搬業務の委託を行い、適正に処理する。

ウ 一般観覧者については、ゴミの持ち帰りを推進し、ごみの減量化を図る。

(3) 宿泊施設における衛生対策

実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、宿泊施設に対し監視指導を行うとともに、衛生意識の啓発を図る。

(4) 飲料水の衛生対策

ア 実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、競技会場等及び宿泊施設の飲料水を供給する施設の適正管理について監視指導を行う。

イ 実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、競技会場等及び宿泊施設の水質の安全確保を行うとともに、大会期間中の断水等の不測の事故に対処するための給水体制の整備について、水道事業者に要請する。

3 その他

この要領の定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

SAGA2024大会弁当調達要項(案)

1 趣旨

この要項は、SAGA2024有田町宿泊基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会(以下「大会」という。)に参加する選手、監督、役員並びに視察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者等」という。)に提供する弁当の調達に関する必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024有田町実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、関係機関等と十分連絡調整を図り、協力を得て大会参加者等の弁当調達業務を実施するものとする。

3 弁当調達計画

大会に係る弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し弁当調達計画を作成する。

4 対象及び弁当調達期間

- (1) 選手、監督、視察員及び報道員(以下「選手・監督等」という。)のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等(以下「役員等」という。)を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間、役員等については大会業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の指定及び取り消し

- (1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき弁当調製施設の指定を行う。
- (2) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法等の関係法令に基づき、許可を取り消され、又は営業の全部若しくは一部を禁止され、若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - イ 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - ウ 弁当の調理を第三者に委託したとき。
 - エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

7 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。